

第91号議案 長崎市伊王島灯台記念館条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正条例の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3～6
3 指定管理者制度の廃止について・・・・・・・・	7～9
4 今後のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・	9
5 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	10～13

文 化 観 光 部

令 和 8 年 9 月

1 改正条例の概要

(1) 改正する条例

長崎市伊王島灯台記念館条例

(2) 改正の目的

長崎市伊王島灯台記念館の管理について、指定管理者制度を廃止したい

(3) 改正の内容

- ア 指定管理者による管理、指定管理者が行う業務、開館時間及び休館日に係る規定を削除する
(第2条～第4条)
- イ 指定管理者が行う模写等の許可等について、市長が行うよう改める
(第6条、第11条)
- ウ 指定管理者の指定をすることができない場合等の市長による管理の規定を削除する
(第16条)

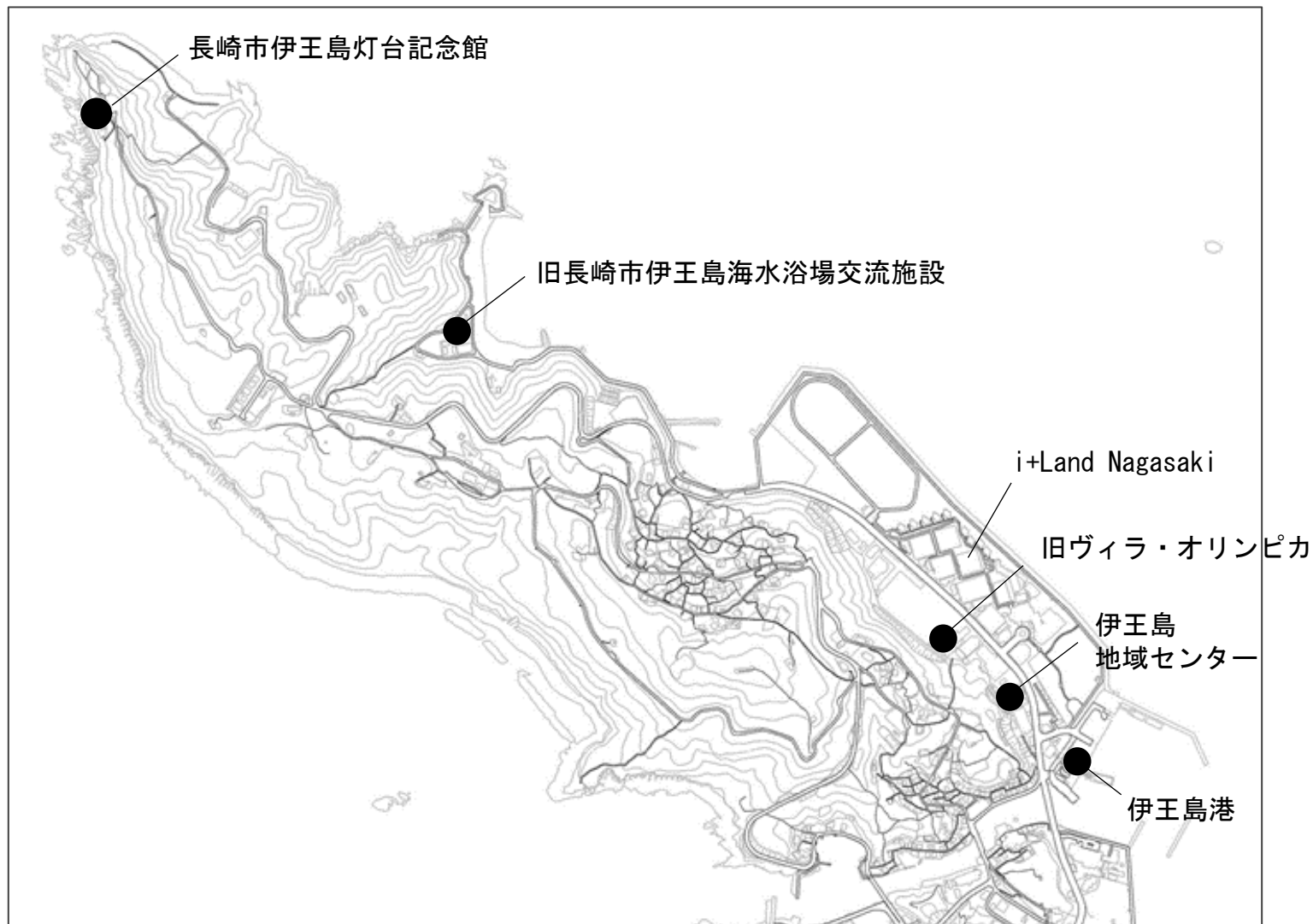
(4) 施行期日

令和9年4月1日（指定管理期間満了日の翌日）

2 施設の概要

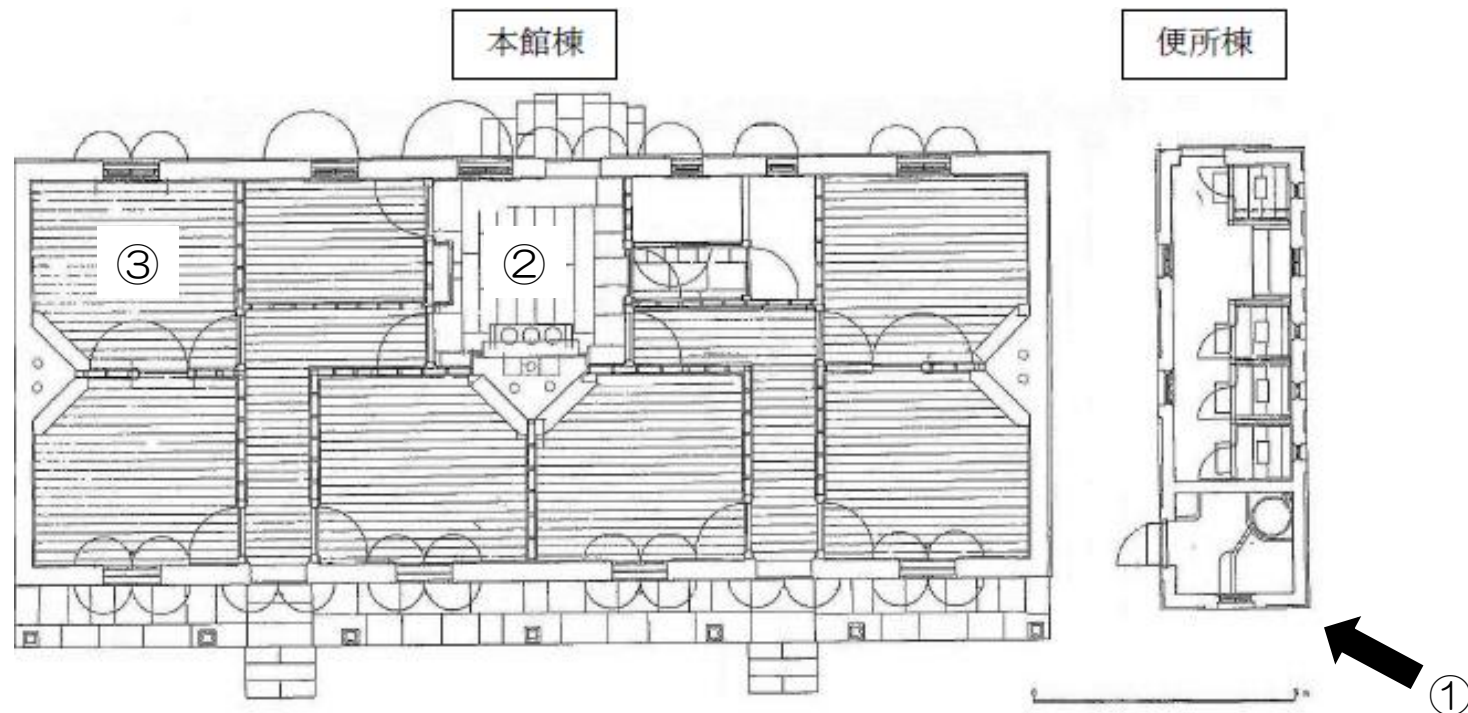
(1) 位置図、平面図及び現況写真

ア 位置図



2 施設の概要

イ 平面図（配置図）



ウ 現況写真



2 施設の概要

- | | | |
|-----|--------|---|
| (2) | 施設名称 | 長崎市伊王島灯台記念館
(県指定有形文化財「伊王島灯台旧吏員退息所」) |
| (3) | 所在地 | 長崎市伊王島町1丁目3240番地1 |
| (4) | 構造等 | 平屋建て桟瓦葺き無筋コンクリート造
延床面積 205㎡(本館棟181㎡、便所棟24㎡) |
| (5) | 設置等の経緯 | 昭和63年3月23日 旧伊王島町により設置

平成17年1月4日 市町村合併により長崎市が承継

平成22年4月1日 指定管理者制度を導入(下記3施設の一括管理)
①ヴィラ・オリンピカ伊王島
②伊王島海水浴場交流施設
③伊王島灯台記念館

令和4年4月1日 指定管理更新(令和8年度まで)
①ヴィラ・オリンピカ伊王島売却により2施設で運営

令和7年4月1日 ②伊王島海水浴場交流施設売却により
令和7年度と8年度は1施設で運営 |

2 施設の概要

- (6) 設置目的 歴史的文化的な価値を有する伊王島灯台旧吏員退息所を保存し、かつ、広く市民の観覧に供するとともに、伊王島灯台の歴史及び灯台に関する資料を展示する施設として活用を図り、もって市民の文化の向上に資する。
- (7) 入館料 無料
- (8) 開館時間 午前9時～午後5時
- (9) 休館日 月曜日（休日の場合は、以後最初の休日ではない日）
12月31日及び1月1日
- (10) 指定管理者 株式会社KPG HOTEL&RESORT（平成22年度～現在）
※現在の指定管理期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日
- (11) 委託料の推移

年度	H21年度 (導入前)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
委託料 (千円)	1,846	2,593	3,300	3,300	3,300	3,300

3 指定管理者制度の廃止について

(1) 長崎市の考え方

本施設は、単独での指定管理者制度導入では管理費の削減効果が望めないものの、伊王島内のヴィラ・オリムピカ伊王島及び伊王島海水浴場交流施設の2施設と一体的に指定管理者制度を導入することにより、施設の有効利用や市民へのサービス向上などが図られるとして、平成22年度から指定管理者制度を導入した。

その後、他の2施設の売却により、指定管理期間の途中にあたる令和7年度から、長崎市伊王島灯台記念館のみを対象として、指定管理者制度による管理運営を行っているが、現在の指定管理期間満了後の管理運営のあり方を検討する中で、業務効率化の観点から、無料施設である同施設の継続的な運営に向け、委託業務内容等を見直した結果、直営でも管理が可能と判断したものであり、施設の利用者に向けては、これまでのノウハウを活かし、現指定管理者との連携を図りながら適切な運営を行っていくこととする。

このことから、現在の指定管理期間の満了をもって指定管理者制度を廃止し、令和9年4月1日以降は直営による管理に移行することとしたい。

3 指定管理者制度の廃止について

(2) 廃止に伴う業務の取扱い

主な指定管理業務		廃止後（直営）
施設の運営に関する業務	施設の開閉、施設内の巡視	個別委託 ※職員配置を見直し
	広告宣伝	市実施
施設の維持管理に関する業務	保守点検	個別委託
	清掃・除草	個別委託 ※職員配置を見直し
	小規模修繕	個別委託
その他の業務	苦情対応・緊急時の対応	市実施

(3) 管理運営費の比較

（単位：千円）

項目	指定管理	直 営 （指定管理と同様の 業務内容）	直 営 （業務内容の見直し）
市職員人件費	70	166	166
需用費 （消耗品費、修繕費、光熱水費）	委託料に含む	286	286
委託料 （施設開閉、清掃等、警備、設備点検）	3,300	3,406	2,159
保険料（展示物）	35	35	35
合計	3,405	3,893	2,646

3 指定管理者制度の廃止について

(4) 利用者増や利便性向上に向けた取組み

- ・市の広報媒体や観光関連サイト等を活用した周知に努めるとともに、現在の指定管理者である株式会社KPG HOTEL&RESORTが運営するi+Land Nagasakiの施設内やホームページにおいて案内・誘客を図るなど、引き続き同社と連携した利用者増や利便性向上を図る
- ・施設内展示物の説明の内容充実やQRコードなどによる市ホームページへの誘導など、展示の充実を図る

4 今後のスケジュール

令和8年6月	6月市議会 所管事項調査「長崎市伊王島灯台記念館の直営化について」
令和8年9月	9月市議会 条例改正議案（長崎市伊王島灯台記念館条例の一部を改正する条例）審議
令和9年2月	2月市議会 令和9年度の当初予算議案（直営に係る運営費）審議
令和9年3月31日	指定管理期間満了
令和9年4月1日	直営による運営開始

現行	改正(案)
長崎市伊王島灯台記念館条例 (設置) 第1条[略] (指定管理者による管理) 第2条 市長は、記念館の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。 2 市長は、前項の指定に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。 4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる条件を満たすもののうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定する。 (1) 市民及び観光客の平等利用を確保することができるものであること。 (2) 記念館の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。 (3) 記念館の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める条件 (平28条例56・全改) (指定管理者が行う業務) 第3条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 記念館の利用に関する業務 (2) 記念館の施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、記念館の運営に関して市長が必要と認める業務	長崎市伊王島灯台記念館条例 (設置) 第1条[略] [削る] [削る]

現行	改正(案)
(開館時間及び休館日) 第4条 記念館の開館時間及び休館日は、市長の承認を得て指定管理者が定める。 2 前項の承認の基準は、記念館の利用形態、利用者の利便性等を勘案して市長が別に定める。 (資料の出品等) 第5条 記念館は、資料の出品、寄贈又は寄託を受けることができる。(模写等の許可) 第6条 学術研究等のため、記念館の資料の模写、模造、複製、撮影等(以下「模写等」という。)をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可(以下「模写等の許可」という。)をしない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 記念館の管理上支障があるとき。 (3) その他指定管理者が適当でないと認めるとき。 3 指定管理者は、記念館の管理上必要があると認めるときは、模写等の許可について条件を付することができる。 (使用料) 第7条 模写等の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、1点につき4,200円の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。 2 前項の使用料は、模写等の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (使用料の減免) 第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。	[削る] (資料の出品等) 第2条 記念館は、資料の出品、寄贈又は寄託を受けることができる。(模写等の許可) 第3条 学術研究等のため、記念館の資料の模写、模造、複製、撮影等(以下「模写等」という。)をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可(以下「模写等の許可」という。)をしない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 記念館の管理上支障があるとき。 (3) その他市長が適当でないと認めるとき。 3 市長は、記念館の管理上必要があると認めるときは、模写等の許可について条件を付することができる。 (使用料) 第4条 模写等の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、1点につき4,200円の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。 2 前項の使用料は、模写等の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (使用料の減免) 第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

現行	改正(案)
(使用料の返還) 第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (権利の譲渡等の禁止) 第10条 利用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。 (模写等の許可の取消し等) 第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、模写等の許可を取り消し、又は模写等を停止し、若しくは制限することができる。 (1) 偽りその他不正の手段により模写等の許可を受けたとき。 (2) 模写等の許可の条件に違反したとき。 (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 2 前項の規定による処分によつて利用者に損害が生じることがあつても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。 (原状回復) 第12条 利用者は、その模写等を終わつたとき、又はその模写等の許可を取り消されたときは、直ちに係員の指示に従い、その模写等の場所を原状に復さなければならない。 (資料の貸出し) 第13条 記念館の資料は、貸出しをしない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 (入館の制限) 第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、記念館への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者 (3) 記念館の管理上支障があると認められる者 (4) その他市長が適当でないと認める者	(使用料の返還) 第6条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (権利の譲渡等の禁止) 第7条 利用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。 (模写等の許可の取消し等) 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、模写等の許可を取り消し、又は模写等を停止し、若しくは制限することができる。 (1) 偽りその他不正の手段により模写等の許可を受けたとき。 (2) 模写等の許可の条件に違反したとき。 (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 2 前項の規定による処分によつて利用者に損害が生じることがあつても、市は、その責めを負わない。 (原状回復) 第9条 利用者は、その模写等を終わつたとき、又はその模写等の許可を取り消されたときは、直ちに係員の指示に従い、その模写等の場所を原状に復さなければならない。 (資料の貸出し) 第10条 記念館の資料は、貸出しをしない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 (入館の制限) 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、記念館への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者 (3) 記念館の管理上支障があると認められる者 (4) その他市長が適当でないと認める者

現行	改正(案)
(損害賠償) 第15条 記念館の建物、設備、資料等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 (出品等に関する責任) 第16条 天災その他やむを得ない理由により出品又は寄託に係る資料に損害を生ずることがあつても、市及び指定管理者は、その損害の賠償の責めを負わない。 (市長による管理) 第17条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第2条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。 2 前項の場合においては、第4条第1項、第6条、第11条及び前条の規定の適用については、第4条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第6条及び第11条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項及び前条中「市及び指定管理者」とあるのは「市」とし、第4条第2項の規定は適用しない。 3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。 (委任) 第18条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。	(損害賠償) 第12条 記念館の建物、設備、資料等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 (出品等に関する責任) 第13条 天災その他やむを得ない理由により出品又は寄託に係る資料に損害を生ずることがあつても、市は、その損害の賠償の責めを負わない。 [削る] (委任) 第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行前に改正前の長崎市伊王島灯台記念館条例の規定によりなされた模写等の許可その他の行為は、改正後の長崎市伊王島灯台記念館条例の相当規定によりなされたものとみなす。